

うるま市商工会青年部キャラクター「伝統神ウルマー」

派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 うるま市商工会（以下、「商工会」という）青年部キャラクター「伝統神ウルマー」（以下、「ウルマー」という）の派遣の実施に関し、以下のとおり必要な事項を定める

(派遣の基準)

第2条 派遣は、次に掲げる催事（事業又は催しをいう。以下同じ）に対し、行うものとする。

- (1) うるまっ子の育成につながる活動
- (2) うるま市の商工業・観光・特産品等のPR活動
- (3) 商工会が実施し、又は参加する催事
- (4) 多数の者が参加し、うるま市のイメージ及び知名度の向上を見込むことができる催事であって、公共性の高いもの
- (5) 市内の保育園、幼稚園、小中学校で開催される催事
- (6) 市内の自治会その他これに準ずる団体が市内において主催する催事
- (7) 前各号に掲げるもののほか、商工会が特に必要と認める催事

2. 前号の規定にかかわらず、企業等が主催する催事で、直接営業や商品の販売促進など、営業色が強い催事に対する派遣や、個人的なイベント（誕生会や宴会など）への派遣は、原則行わない。

3. 原則として、着ぐるみの被服のみの貸出しは行わない

(派遣の申請)

第3条 派遣を受けようとする者（以下、「申請者」という）は、派遣を希望する日の2か月前から2週間前までに「伝統神ウルマー出演依頼書」を商工会に提出しなければならない。

(派遣の承認の決定)

第4条 商工会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、申請者に連絡をする。

(派遣の時間等)

第5条 派遣時間は、1日2時間以内とする

2 出演時間は、30分間以内で、1日1回までとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、商工会が特に必要と認めた場合、派遣時間又は出演時間を変更することができる。

(派遣の費用)

第6条 派遣に要する費用のうち次に掲げる費用は、派遣の承認を受けた者（以下「利用者」という）が負担する。

- (1) 基本出演料は、以下のとおりとする。但し、出演内容によっては、基本出演料を増額することがある。

① 第2条1項の基本出演料は、20,000円とする

② 第2条1項以外の催事の基本出演料については、30,000円～とする。

- (2) 市内、市外、県外への派遣に要する交通費

- (3) 宿泊費

- (4) その他商工会が指定するもの

- 2 派遣にかかる費用は、原則派遣を希望する日の1週間前までに、商工会が指定した口座または商工会の窓口にて支払う。

指定口座は、以下のとおり。

沖縄海邦銀行 安慶名支店
口座番号：0629121
口座名義：ウルマシショウコウカイセイネンブ イケミヤギ シュン

3. うるま市内の障がい児施設や、病院など、施設内の方に元気を与えることを目的として派遣をする場合は、商工会が承認した場合に限り、基本出演料を一部または全額を免除することができる。

(派遣の単位)

第7条 派遣は、原則としてキャラクターの着ぐるみの被服を着用する人員1人及び着ぐるみの誘導のための人員2人を単位とする。

(派遣の義務)

第8条 利用者は、駐車場および控室、音響を準備する。また、派遣者の安全を確保する。

- 2 駐車場は、控室に極力近い場所とする。

- 3 控室は、外部から見えず出動場所に極力近い場所とする。また、屋外については、床養生を行う。

(派遣の中止)

第9条 商工会は、派遣を承認している場合であっても、荒天時の場合や、派遣者の安

全が確保できない場合は、派遣を行わない。

(原状回復)

第 1 0 条 利用者は故意又は過失により着ぐるみを滅失、破損、焼失その他損害を与えたときは、速やかにその旨を商工会に連絡し、かつその請求に従い、現状回復その他の方法により損害の賠償をしなければならない

(利用者責任)

第 1 1 条 商工会は、派遣により利用者が被った損害及び利用者が第三者に与えた損害に対し、一切その責めを負わない。

(補足)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、派遣に関し必要な事項は、商工会が別に定める。

附則

この要綱は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱の第 6 条（派遣の費用）一部改正は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

【問合せ先】

うるま市商工会青年部担当

〒904-2203 うるま市川崎 468 いちゅい具志川じんぶん館 2 階

TEL : 098-975-8100

FAX : 098-975-8088